

運営事業者募集要項

令和8年7月28日

千葉市都市局公園緑地部動物公園

(千葉市動物公園)

目次

第1	募集の目的	1
1	募集の趣旨および目的	1
2	本書の位置付け	1
3	用語の定義	1
第2	千葉市動物公園及び公募対象施設の概要	2
1	千葉市動物公園の概要	2
2	公募対象施設の概要	3
3	公募対象施設の現況	4
第3	事業の概要	5
1	事業名称及び事業箇所	5
2	事業期間	5
3	業務の内容及び仕組み	5
4	公園施設の管理許可	5
5	公園施設の設置許可	6
第4	企画提案	6
1	企画提案の内容	6
2	企画提案にあたっての留意事項	6
3	安全管理・災害時の対応等	8
4	禁止・制限事項	9
5	原状回復の義務	9
6	事業内容等の変更	9
7	事業の中止	9
8	事業評価	10
9	会議体への参加	10
10	業務の継続が困難になった場合の措置	10
11	引継ぎ	10
12	運営事業者に期待する役割	10
13	関連法令の遵守	11
14	経理に関する事項	11
15	費用分担	13
16	リスク分担	14
第5	応募資格要件	16
1	応募に関する事項	16
2	失格要件	17
第6	応募手続き	18
1	スケジュール	18

2	募集要項の公表	18
3	応募上の注意事項	19
4	現地説明会	20
5	質問の受付及び回答	20
6	応募受付	21
第7	審査に関する事項	23
1	選定方法	23
2	選定基準	23
3	プレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）	23
4	優先交渉権者の決定及び選定結果の通知	23
第8	基本協定等に関する事項	24
1	提案内容の修正	24
2	基本協定の締結	24
3	次点候補者の地位	24
第9	照会窓口（業務担当課）	24

第1 募集の目的

1 募集の趣旨および目的

千葉市（以下「市」という。）では、千葉市動物公園（以下「動物公園」という。）園内のレストラン売店施設の管理運営に対し、民間事業者等が有する豊富な経験ノウハウ、アイデア、技術力や資金力を活用することで、来園者サービスの向上につなげている。

現運営事業者の事業期間が令和 8 年 12 月 28 日をもって満了を迎えることから、令和 8 年 12 月 29 日からの「千葉市動物公園レストラン売店施設運営事業」（以下「本事業」という。）を行う事業者を企画提案によって広く公募する。

2 本書の位置付け

本募集要項は本事業の募集に関して必要な事項を定めたものであり、本募集要項に併せて配布する別紙資料も本募集要項と一体の資料とし、これらを総称して「募集要項等」と定義する。

3 用語の定義

（1）運営事業者

本事業に係る基本協定に基づき、管理許可を受けた事業区域において、施設の運営を行う民間事業者等を指す。

（2）事業区域

運営事業者が管理許可又は設置許可を受けて公園施設の運営を行う区域。本事業では、動物公園の敷地のうち、市が指定する区域を指す。

（3）公園施設

都市公園法第 2 条第 2 項のほか、同法施行令第 5 条、同法施行規則第 1 条の 2 で定義する施設。本事業では、建築物、工作物、舗装、芝生、植栽等土地に定着するすべての物件を指す。

（4）管理許可

都市公園法第 5 条の規定に基づき、公園管理者以外の者が公園施設の管理運営を行うことを公園管理者が許可すること。本件の事業区域にある公園施設（レストラン・売店等）が主な対象施設となる。

なお、この許可は行政行為の 1 つであり、民法の特別法である借地借家法は適用されない。

（5）設置許可

都市公園法第 5 条の規定に基づき、公園管理者以外の者が自ら公園施設を設置し、管理運営を行うことを公園管理者が許可すること。

なお、この許可は行政行為の 1 つであり、民法の特別法である借地借家法は適用されない。

（6）占用許可

都市公園法第 6 条の規定に基づき、都市公園に公園施設以外の工作物その他物件又は施設を設けて都市公園を占用すること。

（7）優先交渉権者

審査において、最も優れた提案を行ったと評価された応募者のこと。市との具体的な協議を経て、基本協定を締結した時点で運営事業者となる。

(8) 次点候補者

審査において、二番目に優れた提案を行ったと評価される応募者のこと。優先交渉権者が市との具体的な協議で不調になった場合において、次点候補者は優先交渉権者に繰り上げられる。

第2 千葉市動物公園及び公募対象施設の概要

1 千葉市動物公園の概要

(1) 位置

千葉市動物公園は、千葉市稲毛区萩台町と若葉区源町の境に位置している。

(2) アクセス

- ・ 京葉道路穴川 I.C から市街方面に約 3km
- ・ 東関東自動車道千葉北 I.C から千葉方面へ約 7km
- ・ 千葉都市モノレール動物公園駅下車徒歩 1 分



(3) 施設概要

名称	千葉市動物公園
所在地	千葉市若葉区源町 280 番地
開園時間	9 時 30 分～16 時 30 分（最終入園 16 時）
休園日	毎週水曜日（水曜日が休日の場合は翌日）、 年末年始（12 月 29 日～1 月 1 日）
入園料	大人（高校生以上）800 円、中学生以下無料 年間パスポート（大人）3,000 円
駐車場	料金：普通車 800 円、大型車 3,200 円 駐車台数：普通自動車 1,581 台、大型自動車 49 台
その他情報	1985（昭和 60）年 4 月 28 日開園 公園面積：339,722 m ² （約 34ha）
公式 HP	https://www.city.chiba.jp/zoo/

(4) 公園の形態と特徴

千葉市動物公園は、動・植物とのふれあいをテーマとし、動物園が持つ機能に公園的要素を加え、市民のための憩いの場として、昭和 60 年に 1 次開園、昭和 63 年に 2 次開園、平成 3 年に遊園地を含む園全体が完成した。

公園全体の面積は約 34ha に及び、その半分は林や芝生などの緑地が占め、平原ゾーンなどの 6 つのゾーンで構成される動物放飼場の面積は約 2.5ha の広さである。

その他、駐車場は約 4.6ha、約 1,600 台が収容できる広さとなっている。

(5) 千葉市動物公園リスタート構想に伴う再整備の状況

平成 25 年度に「千葉市動物公園リスタート構想」を策定、開園 50 周年に向けて園全体を見直し、賑わいを取り戻すための再整備を進めている。

平成 26 年 5 月	遊園地「ドリームワールド」閉園
平成 28 年 4 月	遊園地跡地に「ふれあい動物の里」(現わくわくあにまるフィールド)オープン 平原ゾーンに県内唯一となるライオンを導入、展示場オープン
平成 30 年 7 月	ミーアキャット舎リニューアルオープン
令和 2 年 7 月	チーター、ブチハイエナを導入、展示場オープン
令和 3 年 5 月	平原ゾーンフルオープン
令和 5 年 3 月	こども動物園の展示終了
令和 6 年 1 月	動物科学館が改修工事のため休館
令和 7 年 3 月	動物科学館がリニューアルオープン
令和 8 年 6 月	「鳥類・水系ゾーン」の展示終了 令和 10 年春頃に「湿原ゾーン」としてリニューアルオープン予定

(6) 入園者数等統計データ

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
入園者数 (人)	572,619	562,040	609,740

なお、その他統計データ等の詳細は千葉市ホームページ内「動物公園年報」を参照すること
(URL : <http://www.city.chiba.jp/zoo/guide/data.html>)。

2 公募対象施設の概要

(1) 施設概要

No.	施設名	竣工年	構造	管理許可面積 (㎡) ※		
					有料区域	減免区域
1	レストラン	昭和 59 年	鉄骨造平屋建	931.2	442.6	488.6
2	動物科学館喫茶	昭和 58 年	鉄筋コンクリート一部鉄骨造 地下 1 階・地上 2 階・ 塔屋 1 階建	136.5	127.5	9
3	展望デッキ売店	昭和 59 年	鉄筋コンクリート造平屋建	2510.8	65.1	2445.7
4	正門売店	昭和 59 年	鉄筋コンクリート造平屋建	51.8	31.5	20.3
5	北口売店	昭和 61 年	鉄筋コンクリート造平屋建	50.5	35.0	15.5
合計				3680.8	701.7	2979.1

※管理許可面積の区域区分については、「第 3 事業の概要 4 公園施設の管理許可」を参照すること。なお、表中の区域面積の内訳は募集時点での参考面積であり、面積については管理許可を行う際に市が確認し決定する。

(2) 公募対象施設の位置



3 公募対象施設の現況

(1) 営業時間

レストラン売店施設の営業時間は原則として動物公園の開園時間内とするが、季節や休日等による営業時間の弾力的運用を想定している場合は、提案内容に含めること。

区分	通常期（4、5、9～11、3月）		閑散期（6～8、12～2月）	
	平日	土日祝祭日等	平日	土日祝祭日等
レストラン	10:00～16:00	10:00～16:00	10:00～15:30	10:00～16:00
動物科学館喫茶	11:00～16:00	10:00～16:00	10:00～16:00	10:00～16:00
各ゲート売店	10:00～16:30	10:00～16:30	10:30～16:30	10:00～16:30
展望売店	10:00～16:30	10:00～16:30	10:30～16:00	10:00～16:30

(2) 閑散期における対応

北口ゲートについては、夏季及び冬季の閑散期は利用者が減少することから、原則として閉鎖している。入園ゲートが閉鎖している期間は北口売店を休業することができる。

時期	閉鎖期間
夏季	6月15日頃～9月15日頃（日曜日・祝日を除く。）
冬季	12月1日頃～2月28日頃（1月2日・3日及び日曜日・祝日を除く。）

(3) 収支状況

別紙「資料6 各施設売上状況」を参照すること。

第3 事業の概要

1 事業名称及び事業箇所

- ・ 事業名称：千葉市動物公園レストラン売店施設運営事業
- ・ 事業箇所：千葉市動物公園（千葉市若葉区源町 280 番地）
- ・ 公募対象施設：千葉市動物公園レストラン売店施設（以下「本施設」という。）

2 事業期間

令和 8 年 12 月 29 日～令和 14 年 1 月中旬（予定）

※事業終了日については、協定締結前に公園管理者と運営事業者間で協議し、決定する。

3 業務の内容及び仕組み

（1）事業の内容

民間事業者等が有する豊富な経営ノウハウ、アイデア、技術力や資金力を千葉市動物公園内のレストラン売店施設の運営に活用し、来園者に対して飲食及び物販サービスの提供を行うとともに、レストラン売店施設の維持及び管理運営を行う。

（2）事業の仕組み

公募により決定した民間事業者等と本事業の基本的事項を定める基本協定を締結する。協定締結にあたっては、企画提案の内容を基本とした「運営計画」を協議のうえ策定する。

事業開始後は「運営計画」に基づき自己資金によって業務を行うが、公園管理者に代わって業務を行う場合に必要な都市公園法に基づく「管理許可」を市に対して申請し、許可を受けることとする。管理許可施設の維持管理（消費税及び地方消費税相当額を含む費用が 20 万円以上の修繕を除く）及び運営に伴う費用及び収益は全て運営事業者に帰属する。

4 公園施設の管理許可

運営事業者は、管理許可を受けるにあたり、所定の使用料を年度ごとに一括で事前納入することが必要となる。

（1）管理許可区域

3 頁「（1）施設概要」に記載する施設ごとに、下記のとおり区域を設定している。なお、管理許可区域図については、別紙「資料 4 管理許可区域図」を参照すること。

	有料区域	減免区域
定義	レストラン売店施設において来園者に飲食物販を提供するために主要な役割を果たす区域（店舗、厨房、事務室、倉庫等） 自動販売機設置は第 4-2-(4)による	レストラン売店施設に付帯する左記以外の区域 （屋外スペース、テラス、庇等） ※レストラン売店を利用しない一般来園者も使用可能なエリア
区域面積	約 702 ㎡	約 2,979 ㎡
管理許可使用料	1 ㎡あたり 1 月 520 円	無料

（２）管理許可区域の変更

減免区域に自動販売機、物販・飲食販売用ワゴン、レストラン売店利用者専用飲食テーブル、管理用倉庫等を設置する場合は、当該面積を有料区域に変更する。ただし、設置する場所や管理方法等については、動物公園との協議が必要となる。

レストランのテラス部分については、一般来園者に開放する場合は減免区域とするが、レストラン利用者の専用利用となる場合は有料区域（飲食の用途に限る）とする。

５ 公園施設の設置許可

運営事業者は、公園管理者から設置許可を得て、大型連休等繁忙期のレストラン売店機能を補完するため、当該期間中にキッチンカーや仮設店舗等を管理許可区域外に設置することができる。

許可にあたっては、所定の設置許可使用料を公園管理者に納付する必要があるが、この場合に得られた収益は設置許可受者の収入となる。

第４ 企画提案

１ 企画提案の内容

（１）基本的な考え方

企画提案にあたっては、レストラン売店施設の特徴を十分に活用しながら、集客力の向上に寄与し、千葉市動物公園の活性化や賑わいの創出に資するなど、動物公園として相応しい利活用を行う内容とすること。なお、運営事業者に期待する役割については本募集要項及び別紙を熟読し、理解したうえで企画提案を行うこと。

（２）企画提案項目

別紙「資料１ 企画提案項目及び選定基準」のとおり。

２ 企画提案にあたっての留意事項

（１）事業期間

事業期間は、令和８年１２月２９日から令和１４年１月中旬までの約５年１カ月とする。なお、原則として事業期間の延長は行わない。

対処となる施設を可能な限り円滑かつ支障なく営業するよう努めるとし、現管理許可受者との引継ぎや営業準備及び店舗の改修計画、改修完了までの仮設店舗営業等の引継計画について提案すること。

なお、事業期間の満了日については、基本協定締結までに優先交渉権者と市で協議を行い、決定する（次期事業者との引継ぎを考慮し、来園者が減少する１月中旬から下旬を想定）。

（２）事業期間の短縮

運営事業者の責に帰すべき理由により管理許可を取り消した場合など、事業期間内であっても事業期間を短縮することがある。これに伴い生じた損害等について、市は一切補償しない。

（３）施設の取扱い

- 原則として既存の施設や設備を活用して現況のまま管理・運営を行うこととするが、業務遂行上の必要から、企画提案の中で既存施設の改修等を提案することができる。

- ・ 改修を提案する場合は、**動物公園の魅力と価値を高め、周囲の景観と調和した外装・内装**とし、実施にあたっては、公園管理者との協議が必須となる。施設についての詳細は、別紙「資料5 各施設現況写真」を参照し、各店舗が施設のコンセプトから著しく逸脱しないよう注意すること。
- ・ 改修に伴う設計、工事及びそれらに付随する届出、管理等一切の業務は運営事業者の責任及び負担で行うこと。なお、法令に基づく届け出漏れがないよう留意すること。
- ・ レストラン売店施設内にある設備・備品類のうち、市所有のものについては、使用可能とする。詳細は別紙「資料7 市所有備品等一覧」を参照すること。ただし、使用中の故障不具合の対処、新規調達及びこれに伴う廃棄は運営事業者の負担とする。
- ・ 上記以外の営業に要する設備・備品類は市の事前承認を得たうえで、運営事業者で調達すること（前事業者の使用物品等は、費用分担等を協議のうえ引継ぎ、使用可とする）。
- ・ レストラン及び売店のどちらも、チェーン店として運営することも可とする。
- ・ にぎわいの創出や園の活性化に有効な提案のため、管理許可区域の拡充を含めた提案してもよい。ただし、実際の区域の設定、運営にあたっては市との協議が必要となることに留意すること。

（４）自動販売機等の設置

自動販売機等は、レストラン売店施設と一体的な管理がされていることを条件に管理許可区域内に設置許可で設置することができる。なお、正門売店は2台以上の設置を必須とする。

- ・ 自動販売機の事業者への場所の転貸の一切を禁止する。転貸を発見した場合、直ちに管理許可の取り消しを行う。
- ・ 自動販売機への許可のない広告の掲出、景観を損なうラッピング等は禁止とする。
- ・ 車両の通行を妨げる形での設置は禁止とする。
- ・ 自動販売機、物販・飲食販売用ワゴン、用具入れ（管理通路に面している軒下に限る）等の設置に対しては、当該面積分の使用料が発生する。

【自動販売機の設置等】

施設名	台数	設置	場所
レストラン	市と協議し決定	可	園路側の軒下
展望売店	市と協議し決定	可	市と協議し決定
正門売店	2台以上	必須	自販機コーナー
北口売店	市と協議し決定	可	市と協議し決定

（５）自動体外式除細動器（AED）

事業者の負担により、レストラン及び各売店に自動体外式除細動器（AED）を設置すること。

（６）千葉市動物公園オリジナルメニュー・グッズ

レストラン及び売店における販売品目においては、千葉市動物公園オリジナルメニューやグッズを開発販売することができる。

- ・ 商品開発にあたっては、事前に市と協議を行うこと。
- ・ 商品開発にあたっては、施設のコンセプト等から著しく逸脱したメニュー・グッズにならないよう注意すること。

- ・ 運営事業者は市と「千葉市動物公園における画像及びイラストの著作権利用許諾契約書」を締結することで、市から有償でデータの提供を受け、グッズ等の開発に使用することができる。
- ・ 動物を用いたデザインを使用する場合は、動物公園の施設使命である「正しい動物知識の普及」を前提としてデザインを作成すること。
- ・ 千葉市動物公園のロゴマークを使用する際は、事前に申請を行うこと。
- ・ 運営事業者が自ら撮影した写真等の使用も可とする。なお、園内で撮影を行う場合は商用利用となるため、別途行為許可申請を行い、許可を受けること。

(7) 園内イベント等

園内イベント等において、キッチンカーや臨時売店の出店依頼があった際には、来園者サービス及び賑わい創出のため、積極的に協力すること。

出店にあたっては、別途許可申請及び使用料の納付が必要となるため、事前に市と協議のうえ、必要な手続きを行うこと。

【主な大型イベント】

イベント名	時期
トワイライト ZOO	8月の土日4日間程度
BREW at THE ZOO	秋頃（9月～11月頃の土日祝）
ちば ZOO フェスタ	11月第1週頃

※上記イベントの出店を確約するものではない。詳細は市及び関係機関と要調整。

(8) 実行委員会等への参加

運営事業者は、以下の実行委員会等への参加を義務付ける。

- ・ 千葉市動物公園アドバンスト会議
- ・ ちば ZOO フェスタ実行委員会

3 安全管理・災害時の対応等

(1) 日常的な安全管理

運営事業者は、管理区域内における看板・のぼり・什器等の取扱いについて、破損及び倒壊等による事故がないよう、十分な対策を施すこと。

(2) 事故・災害時の対応

運営事業者は、業務の実施に関連して事故・災害等が発生した場合、直ちに市に報告するとともに、その原因と対策を市に報告すること。

(3) 緊急体制の構築及び報告

運営事業者は、事前に緊急体制を構築し、災害等に備えること。また、緊急連絡網や災害発生時の対応フロー等を作成し、市に対し届け出ること。

(4) 市が主体となって対応する事案への協力

運営事業者は、動物公園の緊急時対応マニュアルを把握し、開園時間中に地震等の自然災害、動物の脱走等の緊急事案が発生した際には市の指示に従い、来園者の安全確保や避難誘導等に協力すること。また、市が実施する避難訓練や防火訓練といった各種防災訓練に協力すること。

運営事業者は、公共施設の管理運営を任されている者の責任として、災害時には市とともに一時的に災害対応を行っていくこととなるため、市災害対策本部等が設置された場合はその指示に従うとともに、市及び関係団体と協力して災害対応にあたること。また、千葉市防災計画に基づく災害時の使用を妨げてはならない。

4 禁止・制限事項

(1) 権利譲渡等の禁止

運営事業者は、市の許可なくその権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、または使用させることの一切を禁止する。

(2) 私権の制限

運営事業者は、事業区域の敷地における借地権及びその他のいかなる権利も市に対して主張することはできない。

(3) 委託等の禁止

運営事業者は、本事業に係る業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に書面をもって市に届け出たうえで、市の承諾を得ること。また、市の許可を得て業務の一部を第三者に委託する場合、運営事業者の責において、当該委託先に協定及び事業計画にかかる各規程を遵守させること。なお、運営事業者が管理許可を受けた施設の一部を第三者に共用させる場合も同様の扱いとする。

5 原状回復の義務

運営事業者は、原則として許可期間が終了する前に、運営事業者の責において事業区域を原状回復したうえで、市または市が指定する者（以下「管理承継者」という。）に返還すること。また、管理許可の取消等により、運営事業者が許可期間の途中で事業を中止する場合は、中止より 30 日以内にこれを行うこととする。ただし、市が原状回復の必要がないと認めた場合はこの限りではない。

6 事業内容等の変更

事業計画書の内容を変更する必要がある場合は、市との承認を得て事業内容を変更することができる。その際は相当の期間を設けて市と事前協議を行い、十分な説明を行うこと。また、構成員を脱退もしくは追加する場合は、同様に事前協議を行い、市の承諾を得ること。なお、許可条件の変更に関する内容の場合は、別途変更許可を受ける必要があるため、留意すること。

7 事業の中止

企画提案書や事業計画書、協定書、許可条件書等の内容に反する行為など、本市事業の目的から逸脱し、市からの警告等が発せられても正当な理由なく改善が見られない場合は、協定の破棄及び許可の取り消しを行うことがある。この場合、事業の中止に伴う運営事業者の損害等については、市は一切の賠償及び補償を行わない。

8 事業評価

年度終了ごとに事業評価を実施し、評価の結果、事業継続が不相当であると市が判断した場合、協定を解除し、管理許可を取り消したうえで事業を中止することがある。

【評価項目】協定書や事業計画等に基づく実施状況、利用者・周辺環境対策の実施状況等

9 会議体への参加

事業開始後、市と園内の事業に関わる事業の運営者（以下「園内事業者」という。）との間で、毎月、連絡調整会議を実施する。運営事業者は、この会議に出席しなければならない。

10 業務の継続が困難になった場合の措置

（１）運営事業者の責めに帰すべき事由による場合

運営事業者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、市は管理許可を取り消すことができる。その場合は、市に生じた損害を運営事業者が賠償するものとする。また、次期管理許可受者が支障なく円滑に管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。

（２）当事者の責めに帰することができない事由による場合

自然災害などの不可抗力により業務の継続が困難になった場合は、市及び運営事業者双方の責めに帰することができない事由として、業務継続の可否について協議を行うものとする。業務の継続が不能と判断された場合には、双方協議のうえ、管理許可の取り消しを行うものとする。なお、次期管理許可受者が支障なく円滑に管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。

（３）運営事業者の管理許可取り消し後の対応

運営事業者の管理許可取り消し後、優先交渉権者の選定において次点候補者に選定された者と、次期運営事業者予定候補者としての協定締結について協議を行う場合がある。

11 引継ぎ

運営事業者は、事業終了後に管理施設の管理が引き続き円滑に実施されるよう、運営事業者の責において市または管理承継者に対して、管理施設及び管理業務の引継ぎを行うものとする。

また、事業終了後も市からの求めに応じ、引継ぎが完了するまでの間、自らの費用及び責任において管理施設の必要最小限度の維持保全を行うものとする。

12 運営事業者に期待する役割

運営事業者は、千葉市動物公園のスタッフとして、来園者に対して案内業務や迷子・遺失物対応、園の行事・イベントへの協力・参画、公園管理者や園内各事業者と連携し、千葉市動物公園を運営していく立場となる。動物公園の運営の一部を担う者として経済行為のみを追及するのではなく、公的責任が問われることを認識し、運営接客の全てが千葉市動物公園のイメージに直結することを意識して業務に臨まなければならない。

また、飲食物販の販売品目においても、来園者にとって「千葉市動物公園の思い出」となるようなものを提供することを期待する。

13 関連法令の遵守

業務を遂行するうえで、以下の法令等を遵守すること。なお、法令等が遵守されていない場合、許可を取り消す場合がある。

- ア 千葉市都市公園条例（昭和 34 年千葉市条例第 20 号）
- イ 千葉市都市公園条例施行規則（昭和 34 年千葉市規則第 4 号）
- ウ 都市公園法
- エ 食品衛生法
- オ 建築基準法
- カ 個人情報保護に関する法律
- キ 千葉市暴力団排除条例（平成 24 年千葉市条例第 36 号）
- ク その他、業務遂行上遵守すべき法規

14 経理に関する事項

（１）使用料等の金額

使用料等の金額は以下のとおり。

許可種別	金額
管理許可	520 円/㎡・月
設置許可	170 円/㎡・月以上、自販機設置の場合はその用途に限定した金額もあわせて提案してください
占用許可	千葉市都市公園条例に規定する額
行為許可	千葉市都市公園条例に規定する額

金額は月額とし、1 ㎡あたりの単価に事業面積を乗じた額とする。なお、使用料等の日割りには行わず、1 か月に満たない期間の場合は、1 か月分の使用料を適用する。

設置許可使用料は、設置する施設の内容に応じた企画提案額とし、提案書に記載がない場合は、170 円/㎡・月とする。

対象施設の改修等は、原則として事業対象区域内で行い、区域外を使用する場合は占用許可申請を行い、使用料を支払うこと。また、当初の許可に含まれていない各行為については、別途行為許可を受けること。

なお、許可期間中に千葉市都市公園条例の管理許可使用料の額が改正、施行された場合は、その時点より改正後の使用料を適用する。また、令和 8 年 12 月 29 日から 31 日までの 3 日間については、休園期間であることと業務引継ぎ期間であることを考慮し、許可使用料は減免とする。

（２）使用料の納付

運営事業者は、許可を受けた場合、市に使用料を納付しなければならない。使用料の納付は、市が発行する納入通知書により行い、市が指定する期日までに納付すること。期限を超過した場合、「千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例」に基づき、延滞金が発生するため、納付期限に注意すること。

管理許可に伴う使用料の納付は市から許可取得の際に当該年度分の使用料を事前納付することとし、次年度分以降は年度当初に当該年度 1 年分の使用料の支払うこと。

（３）使用料等が発生しない事由

以下のいずれかに該当する場合は、使用料等は発生しない。

- ア 市の責に帰すべき理由により許可された施設の使用中止期間が発生した場合
ただし、運営事業者の都合により、許可期間の途中で施設の改良や修繕を行う期間や、許可期間満了により資材を撤去する期間等については、使用料を徴収する。
- イ 自然災害により施設が使用不能となった期間が発生した場合
自然災害が発生し、施設が被災したことで施設を使用できない期間、または復旧作業等に伴い管理運営ができない期間が生じた場合に該当する。
- ウ その他やむを得ない事由により使用料の徴収が不適切と判断される場合
ア・イに該当せず、使用料等の徴収が不適切と判断される事由が発生した場合は、市と運営事業者の協議により使用料等を決定する。

（４）利益の還元

市が管理許可を行うレストラン売店等の施設は市民の共有財産であり、市が設置を決定、施工したものであることから、当該事業において、運営事業者が一定以上の利益を得た場合、当該利益の一部を市民に還元するものとする。還元額は、一事業年度において、剰余金（総収入額が総支出額を超える場合におけるその超える部分の金額で、自主事業に係るものを含みます。）が生じ、原則として、剰余金が当該年度の総収入額の１０％に当たる額を超える場合には、剰余金と当該年度の総収入額の１０％に当たる額の差額の２分の１の額を市に還元するものとする。ただし、自主事業に係る収支が赤字となった場合は、自主事業を除く管理運営業務の収支により利益の還元額を計算する。なお、決算により損失が生じた場合、市がこれを補填することはない。

還元方法は、納入通知書による納付、寄附相当額の物品の寄附等、市との協議に基づき決定する。

15 費用分担

費用分担は以下のとおりとする。

	項目	番号	内容	市	運営事業者
	レストラン売店施設の管理運営に係るもの				
	施設・設備機器の修繕業務（20万円未満のもの）	1			○
	施設・設備機器の修繕業務（20万円以上もの）	2	事業者の責による施設等の損傷に起因するもの		○
		3	上記以外	○	
	清掃等日常の施設維持管理（照明灯の交換含む）※	4	事業区域のうち売店減免区域（レストラン除く）	○	
		5	上記以外の事業区域		○
	案内・巡回・美化・利用調整	6			○
	事業区域の光熱水費	7	下水道施設協力金含む		○
	業務に使用する設備機器及び什器等の備品・消耗品の調達に要する費用	8	運営事業者と基本協定が結べない又は協定締結手続きに時間がかかる場合	○	○
	レストランの空調・電気・消防設備の保守点検業務に要する費用	9	日常点検		○
10		日常点検を除く法定点検等	○		
運営全般に係るもの					
	施設の統括的な運営、市や関係機関との連絡調整、資料の作成等に係る一切の費用	11			○
	レストラン売店の運営に要する一切の費用	12			○
	従業員の制服、更衣設備等福利厚生に要する一切の費用	13			○
	独自の広報に係る経費	14			○
	事業を行うための法令等に基づく費用	15	管理許可使用料、各種手続き費用等		○
	事業終了後の市又は管理承継者に対する管理施設及び管理業務の引継ぎに要する一切の費用	16			○
	原状回復に係る費用	17	事業終了時や運営事業者の責による許可取消しに伴う許可施設の原状回復に関するもの		○

※管理許可区域内の売店減免区域は、市が清掃を実施するが、運営事業者においても美化に努め、来園者へのサービス提供を行うこと。

16 リスク分担

(1) 責任及びリスク分担の考え方

運営事業者が実施する業務については、運営事業者が責任をもってこれを遂行し、業務に伴い発生するリスクは原則として運営事業者が負うものとする。ただし、市の責に帰すべき理由がある事項については、この限りではない。本事業の実施に伴い想定される主なリスクと分担は以下のとおり。

段階	リスクの種類		番号	リスクの内容	市	運営事業者
共通	募集資料リスク		1	募集要項等の誤り又は内容の変更に 関するもの	○	
	応募リスク		2	応募費用及び応募図書作成等に関 するもの		○
			3	応募図書の取扱いに関するもの	○	
	資金調達リスク		4	必要な資金の確保に関するもの		○
	協定締結リスク ※1		5	運営事業者と基本協定が結べない 又は協定締結手続きに時間がかか る場合	○	○
	制度関連リスク	法制度リスク	6	法制度の新設・変更に関するもの		○
		許認可リスク	7	許認可の遅延に関するもの（市が 取得するもの）	○	
			8	許認可の遅延に関するもの（市が 取得するもの以外）		○
		税制度リスク	9	一般的な税制変更（新税含む）に 関するもの		○
	社会リスク	相隣関係対応リスク	10	運営事業者が行う管理・運営に関 するもの		○
		環境問題リスク	11	運営事業者が行う業務に起因する 有害物質の排出・漏洩、工事に伴 う水枯れ、騒音、振動、土壌汚 染、大気汚染、水質汚濁、光、臭 気に関するもの		○
		第三者賠償リスク	12	運営事業者が行う業務に起因する 事故、施設の劣化など維持管理の 不備による事故及び電波障害対策 に関するもの		○
	債務不履行リス ク	運営事業者の責めによ るもの	13	運営事業者の協定及び事業計画の 内容の不履行		○
			14	運営事業者の事業放棄、破綻によ るもの及び無許可での選定事業者 の変更		○
			15	運営事業者の責により協定の破 棄、事業期間の短縮、管理許可の 取消しに至った場合		○
		市の責めによるもの	16	市の協定内容の不履行	○	
	不可抗力リスク ※2		17	風水害や地震、第三者の行為、そ の他自然的、人為的な事象のう ち、保険等または同等の措置を超 えるもの	○	○
	金利リスク		18	金利の変動		○

	物価リスク		19	物価の変動		○
	事業の中止・延期リスク	運営事業者の責めによるもの	20	運営事業者の責任による遅延・中止		○
			21	運営事業者の事業放棄・破綻		○
		市の責めによるもの	22	市の責任による遅延・中止	○	
維持管理・運営段階	維持管理リスク	施設瑕疵リスク	23	施設に関する瑕疵担保責任	○	
		施設損傷リスク	24	事故・火災等による施設の損傷、施設の劣化に対して運営事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因するもの		○
			25	第三者（公園利用者を含む）による施設の損傷	○	
	運営リスク	利用者トラブルリスク	26	運営事業者の行う事業に関する利用者からの苦情及び利用者同士のトラブルへの対処		○
		需要変動リスク	27	当初の需要見込みより下回った状況による損害		○
	原状回復リスク		28	運営事業者の責による施設の原状回復に関するもの		○
事業期間終了	原状回復リスク		29	設置許可施設の撤去に伴う諸費用、及び諸手続きに関するもの		○
			30	管理許可施設の原状回復に関するもの（事業終了時及び許可の取消に伴うもの）		○
	移管手続きリスク ※3		31	施設移管手続きに伴う諸経費の発生に関するもの		○

※1. 協定が締結できない場合、それまでにかかった費用は各々が負担する。

※2. 市と運営事業者が協議のうえ事業の継続が不可能と判断した場合は、事業を終了するものとする。また、協議のうえ事業を再開すると判断した場合、市は運営事業者から事業再開までの期間の使用料を徴収しないものとする。

※3. 設置許可施設を事業終了後に市に無償譲渡する場合に限る。

（２）予想されるリスクと責任分担

責任分担は、原則として上記「リスク分担表」及び協定書並びに事業計画によることとし、応募にあたっては負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。リスク分担表等に記載がない事項については、双方の協議により定める。

第5 応募資格要件

1 応募に関する事項

(1) 応募者の構成

応募できる者は、法人または複数の法人によって構成される連合体とし、個人での応募は不可とする。なお、連合体で応募する場合は、代表する法人を定めたうえで、当該法人が連合体を代表して応募手続きを行うこと。また、単独法人で応募した場合は、他の連合体の構成員になることはできない。加えて、連合体の構成員は複数の連合体の構成員になることができない。

(2) 応募資格要件

応募者は、次の要件を全て満たすものに限る。

- ① 国内に本店または本社を有する法人であること
- ② 直近3事業年度分の決算において、債務超過でないこと
- ③ 飲食店営業に必要な許可を有すること

なお、連合体の場合は構成員のいずれかが許可を有していれば資格を満たすものとする。
また、応募時点で飲食店営業をしていない者で、調理師免許等食品衛生責任者となる資格を有している者については、要件を満たすものとする。

- ④ 直近3事業年度において、本事業と同種事業の実績を有すること

ただし、次に挙げる事項のいずれかに該当する法人は応募することはできず、連合体の構成員になることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する法人
- イ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てがなされた法人
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立てがなされた法人
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立てがなされた法人
- オ イ～エに類似する倒産手続の申し立てがなされた法人（ただし、会社更生手続又は民事再生手続開始の決定を受けた後に審査を受けて入札参加資格を有する者を除く。）
- カ 募集要項の配布日から、優先交渉権者決定までの間に、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領、千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領、千葉市小規模修繕業者登録制度実施要綱に基づく指名停止措置を受けている法人
- キ 募集要項の配布日から、優先交渉権者決定までの間に、建設業法第28条に定める指示又は営業停止を受けている法人
- ク 最近の3年間において、法人税、消費税及び地方消費税、本店所在地の市町村税及び都道府県税の滞納のある法人（徴収猶予を受けている場合は滞納していないものとみなす）
- ケ 団体又はその役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）が千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は第9条第1項に規定する暴力団と密接な関係を有すると認められる法人

- コ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する法人
- サ 手形交換所による取引停止処分を受けている法人
- シ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過しない法人（指定管理者の指定取り消し）
- ス 応募者又は連合体の構成員の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者
 - (ア) 破産者で復権を得ない者
 - (イ) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終了または執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - (ウ) 公務員で懲戒免職処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者

（３）共同事業体での応募

共同事業体（複数の企業、団体から構成される団体）での応募も可とする。共同事業体として応募する場合は、代表団体及び責任割合を明記した書類を市に提出すること。提出書類は、18 頁「第 6 応募手続き」に示す一部の書類を除き、構成団体全てについて提出すること。

選定中及び選定後の協議は代表団体を中心に行うが、協定の締結に当たっては共同事業体の構成団体全てを協定当事者とする。したがって、原則として構成団体の変更は認めない。

（４）事業協同組合または事業協同小組合の応募

中小企業協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合又は事業協同小組合（以下「事業協同組合等」という。）が応募する場合は、実際に管理業務を行う「担当組合員」を明記した組合構成員表を市に提出するとともに、提出書類については、18 頁「第 6 応募手続き」に示す一部の書類を除き、組合と併せて担当組合員についても提出すること。なお、原則として担当組合員の変更は認めない。

（５）有限責任事業組合の応募

有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）に基づく有限責任事業組合（LLP）が応募する場合は、共同事業体による応募に準じて、18 頁「第 6 応募手続き」に示す一部の書類を除き、組合と併せて全ての組合員について提出書類を提出すること。また、原則として組合員の変更は認めない。

2 失格要件

次の要件に該当する場合は、応募を無効とする。

- ア 提出書類に虚偽の記載や、著しい不備があった場合
- イ 募集要項に定める事項に違反または著しく逸脱した場合
- ウ 提出期間内に書類提出がされなかった場合
- エ 提出書類に対して市から修正指示があったものの、市が別途定める期間までに指示どおりに修正、提出を行わなかった場合
- オ 選定の手続きにおいて、不正行為を行ったと市が認めた場合
- カ 応募資格要件を満たしていないことが判明した場合
- キ 重複して複数の応募があった場合
- ク 応募者による業務の遂行が困難であると判断される事由が判明した場合
- ケ その他不正行為があった場合

第6 応募手続き

1 スケジュール

応募から選定までのスケジュールは以下のとおり。

千葉市動物公園レストラン売店施設運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）
における審査を経て、優先交渉権者を選定する。

	項目	日時
1	募集要項等の公表・配布	令和8年7月28日（火）
2	現地説明会の開催	令和8年8月11日（火）
3	質問書の受付	令和8年8月11日（火）～ 令和8年8月25日（火）必着
4	質問書の回答	令和8年8月14日（金）～ 令和8年8月28日（金）
5	応募書類の受付	令和8年7月28日（火）～ 令和8年9月11日（金）必着
6	企画提案参加者の通知・失格者への通知	令和8年9月16日（水）予定
7	選定委員会（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和8年10月9日（月）予定
8	選定結果通知	令和8年10月下旬 予定
9	協定の締結	令和8年11月中下旬 予定
10	事業開始	令和8年12月29日（火） (令和9年1月3日(日)営業開始)

※応募書類の提出期間後、書類の軽微な不備や記載不明瞭などにより、市から一定の期間を
定めたうえで書類の追加提出、修正等を指示する場合がある。市が定めた期間内に指示通
りの修正がなされない場合は、失格とする場合がある。

2 募集要項の公表

（1）配布期間

令和8年7月28日（火）から

（2）配布方法

千葉市入札（見積）募集案件「その他」内の募集案件ページからダウンロードすること。

URL : https://www.city.chiba.jp/toshi/koenryokuchi/dobutsukoen/26restaurant_proposal.html

3 応募上の注意事項

(1) 接触の禁止

選定委員会の委員、本件業務に従事する千葉市職員及び本件関係者に接触し、応募や選定についての情報入手や選定への働きかけを行ってはならない。不正を行った事実が認められた場合、失格とする。

(2) 複数提案の禁止

応募者が提出できる企画提案書は、単独の企業・団体、または連合体につき1点のみとし、複数提案の提出は認めない。

(3) 複数の連合体の構成員となることの禁止

1つの法人が2つ以上の連合体の構成員となることは認めない。

(4) 提案内容の変更の禁止

応募者が提出した提案内容の変更は認めない。

(5) 応募書類の取扱い

応募書類は理由の如何に関わらず、返却は行わない。市は、運営事業者の選定の公表等必要な場合は、応募書類の内容を無償で利用できるものとする。

(6) 応募の辞退

応募書類提出後に応募を辞退する場合は、参加辞退届（様式2）を提出すること。

(7) 応募に係る費用の負担

応募に掛かる必要な費用は、応募者の負担とする。

(8) 提出書類の著作権

ア 優先交渉権者選定までの著作権

応募書類に著作権の対象となるものがある場合、その著作権は応募者に帰属する。ただし、市は優先交渉権者の選定に必要な場合は書類の内容を無償で利用できるものとする。

イ 優先交渉権者選定後の著作権

優先交渉権者に選定された応募者の応募書類に著作権がある場合、その著作権は優先交渉権者が市と協定を締結したときから市に帰属し、選定されなかった応募書類の著作権は応募者に帰属する。

(9) 特許権等

応募書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者の負担とする。

(10) 情報公開

提出された応募書類は、千葉市情報公開条例に規定する「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となる。

(11) 連合体の構成団体の変更

連合体で応募する場合、代表団体及び構成団体の変更は認めない。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び用務遂行上の支障がないと市が判断した場合は変更を可能とする場合がある。

(12) 資料提供の取扱い

- ア 現地説明会等、定められた機会を除き、応募のために市からの資料提供は行わない。応募者は、市が提供した情報及び独自に合法的に入手した情報のみで応募を行うこと。
- イ 市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じる。また、検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、内容を提示することを禁じる。ただし、以下の情報については対象外とする。
 - ・ 公知となっている情報
 - ・ 第三者により合法的に入手できる情報

(13) 追加資料等の公表

本募集要項に修正が生じたときや、追加資料を公表するときは、市ホームページに掲載する。

URL : https://www.city.chiba.jp/toshi/koenryokuchi/dobutsukoen/26restaurant_proposal.html

4 現地説明会

応募にあたって希望者に対し、現地説明会を実施する。なお、現地説明会に参加しなくても応募可能であり、不参加により審査において不利になることはない。

(1) 開催日

令和8年8月11日（火）

(2) 時間

午後1時30分から午後4時00分まで（予定）

(3) 場所

千葉市動物公園管理事務所（机上説明後、各施設を視察）

(4) 集合時間

午後1時15分（管理事務所1階で受付）

(5) 申込方法

- ・ 現地説明会参加申込書（様式1）に記入のうえ、電子メールで提出すること。
- ・ 着信確認のため、電子メール送信後に電話連絡をすること。
- ・ 件名は「（説明会参加）千葉市動物公園レストラン売店施設運営事業者募集」とすること。
- ・ 会場で資料配布は行わないため、募集要項等は必要に応じて持参すること。

5 質問の受付及び回答

本募集要項等について疑義がある場合は、以下により質問をすることができる。

(1) 受付期間

令和8年8月11日（火）から8月25日（火）午後5時到着分まで

(2) 質問方法

- ・ 質問書（様式2）に記入のうえ、電子メールで提出すること。
- ・ 着信確認のため、電子メール送信後に電話連絡をすること。
- ・ 件名は「（質問書）千葉市動物公園レストラン売店施設運営事業者募集」とすること。
- ・ 質問書の提出以外の方法（電話や口頭等）、期限を超過した質問には回答しない。

(3) 質問への回答

令和 8 年 8 月 28 日（金）までに市ホームページにおいて公表する。なお、質問の回答をもって本募集要項への追加、補足、修正とみなす。

6 応募受付

(1) 受付期間

令和 8 年 7 月 28 日（火）～9 月 11 日（金）

(2) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで（※切日時までに必着）

(3) 提出先

千葉市動物公園管理事務所（管理班）

千葉市若葉区源町 280 番地

(4) 提出方法

- ・ 提出書類を上記の提出場所に直接持参、郵送または宅配により提出すること。
- ・ 持参する場合は、事前に電話連絡のうえ、持参すること。
- ・ 郵送に掛かる費用（書留等の郵送料など）は応募者で負担すること。

(5) 提出書類

提出書類の様式や部数等は、以下に示す「ア 応募書類」と「イ 企画提案書」を参照し、作成すること。

ア 応募書類

- ・ 提出部数：2 部（正本 1 部、副本 1 部とする。ただし、「連合体協定書」はその写しを 2 部とする）
- ・ 様式：様式集を参照すること。様式の一覧は下記表のとおり。
- ・ 形式：A4 縦刷りを基本とし、フラットファイル等に長編綴じで綴ること。また、提出書類の電子データを記録した媒体（CD-R または DVD-R）を 1 枚提出すること。

書類名称	様式	内容
① 応募登録書類表紙	様式 4-1	
② 応募申込書	様式 4-2 または 4-3	
③ 誓約書	様式 4-4 または 4-5	
④ 連合体協定書	様式 4-6	連合体の場合のみ
⑤ 委任状（代表者）	様式 4-7	連合体の場合のみ
⑥ 委任状（代理人）	様式 4-8	
⑦ 事業者状況調書	様式 5	
⑧ 経済状況調書	様式 6	
⑨ 資力・信用力等確認書	様式 7	
⑩ 申込添付文書		
ア 会社定款等		
イ 現在事項全部証明書		直近 1 か月以内のもの

ウ 団体役員の名簿		直近 1 か月以内のもの
エ 代表者の印鑑証明		
オ 団体の概要		
カ 財務諸表（損益計算書及び貸借対照表の写し）		直近 3 事業年度分
キ 調査同意書または納税証明書等（法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税、法人市町村民税）	様式 8	納税証明書等を提出する場合は、直近 3 事業年度分
ク 各種許可または資格の写し		既存店舗等における飲食店営業許可証（写し）、調理師免許の写し等

【注意】

- ・選定委員会における審査において、追加で応募書類の提出を求める場合がある。
- ・連合体等で応募の場合、提出書類⑦～⑨及び⑩のア～キを共同事業体の場合は全ての構成員、事業協同組合等の場合は組合及び全ての担当組合員、有限責任事業組合の場合は組合及び全ての組合員について提出すること。

イ 企画提案書

（ア）基本事項

- ・提出部数：10 部
- ・形式：A4 版横書き、両面刷りを基本とし、資料によって A3 版の利用を可とする。印刷した資料はフラットファイル等に長編綴じで綴ること。また、提出書類の電子データを記録した媒体（CD-R または DVD-R）を 2 枚提出すること。なお、データ形式は、Microsoft Word または Excel、PDF のいずれかとする。

（イ）注意事項

- ・企画提案書は表紙・目次・内容の構成で作成すること。なお、様式は定めない。
- ・本募集要項を熟読のうえ、資料 1 に記載する企画提案項目ごとに提案内容を区分し、記載すること。
- ・審査の視点を踏まえ、提案すべき事項・条件を全て満たしていることが確認できるように記載すること。提案項目に漏れがあった場合、失格となる場合がある。
- ・提案の趣旨や特徴、内容がイメージしやすいよう、図表やイラスト、写真等を活用し、提案すること。
- ・フォントサイズは 10 ポイント以上を基本とし、図表内は 8 ポイント以上とする。
- ・企画提案項目のうち、収支計画については、資金調達計画書（様式 9）、事業収支計画書（許可使用料を含む。）（様式 10）を添付すること。
- ・提案内容に利益の還元方法を必ず記載すること。
- ・応募者の企業・団体が特定できる表現（社名、ロゴ等）は一切使用してはならない。

第7 審査に関する事項

1 選定方法

優先交渉権者の選定は、「千葉市動物公園レストラン売店施設運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行い、選定委員会が開催する提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）によって審査を行う。

選定委員会はプレゼンテーション及びヒアリングの内容を元に採点を行い、選定基準に基づき総合的に審査したうえで本事業を最も適切に実施できると認める者を優先交渉権者とし、次点候補者も併せて選定する。なお、一定の基準に満たない者は失格となる。

2 選定基準

提案内容の選定基準及び失格要件は資料1を参照すること。

3 プレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）

（1）開催日時

令和8年10月9日（金）（予定）

（2）開催場所

別途通知する。

（3）留意事項

- ・ 出席者は1応募者につき3名以内とし、提案内容を熟知し、説明できる者が参加すること。なお、出席者は応募者及びその構成員に所属する者に限る。
- ・ 応募者が2社以上で構成されている場合は、出席者の人数は2名以内に限らない。参加人数は問い合わせること。
- ・ プレゼンテーション及びヒアリングは30分以内とする。
- ・ 応募者は、プレゼンテーションを行う際、市が準備するプロジェクター及びスクリーンを利用し、PowerPoint等の資料を投影しながら説明を行うことができる。投影する資料やパソコン機器は応募者で準備すること。
- ・ プレゼンテーション時の不具合に備え、市はPowerPoint（Microsoft365版）及びAdobe Acrobat Reader 最新版をインストールしたパソコンを準備する。投影する資料等を保存した媒体（CD-R、DVD-R等）を必要に応じて持参すること。

4 優先交渉権者の決定及び選定結果の通知

優先交渉権者の決定は、令和8年10月下旬を予定している。選定結果は全ての応募者に対して通知（連合体で応募した場合は、申込代表者に通知）するとともに、市ホームページにて公表する。なお、審査内容及び結果に対する問い合わせならびに異議等については、一切応じない。

第8 基本協定等に関する事項

1 提案内容の修正

優先交渉権者として決定した応募者が作成した企画提案は、その内容のとおりを実施することを市が保証・確約するものではない。市が必要と判断した場合には、企画提案の内容の修正を依頼する場合がある。

2 基本協定の締結

- ・ 市と優先交渉権者は詳細な業務内容や条件等を交渉し、交渉成立後、運営事業者として協定を締結する。協定書の内容は資料3の内容を基本とする。
- ・ 優先交渉権者との交渉の過程において交渉が決裂した場合は、次点候補者と協議を行う。
- ・ 応募者が本施設の管理業務を実施するために支出した費用（準備行為を含む）、提供したノウハウの対価等について、市は一切を保証しない。
- ・ 協定書の締結にあたっては、その内容により印紙の貼付は必要となる場合がある。印紙の要否については、管轄の税務署に確認すること。

3 次点候補者の地位

次点候補者は、その地位を優先交渉権者との協定締結及び管理許可が行われるまでの間、保持するものとし、優先交渉権者との合意に至らなかったとき、または優先交渉権者が辞退したときは、次点候補者が優先交渉権者に繰り上がるものとする。

また、優先交渉権者が事業開始後に管理許可が取り消された場合、次期運営事業者予定候補者として、次点候補者と協定締結について協議を行う場合がある。

第9 照会窓口（業務担当課）

千葉市都市局公園緑地部動物公園（担当：管理班）

〒264-0037 千葉市若葉区源町 280 番地

電話（直通）：043-252-7566

メールアドレス：dobutsu.ZOO@city.chiba.lg.jp

市ホームページ：<https://www.city.chiba.jp/zoo/>